

サプライヤースタンドアール

NSW グループは「国際人権章典」および「持続可能な開発目標（SDGs）」や国際労働機関の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」等が定める人権に関する国際規範を支持するとともに、取引先に対しても本行動規範を周知し、遵守することを要請します。

A：労働

（1）雇用の自由選択

脅迫、強制、拘束した労働や奴隷労働、人身売買を行わず容認しません。また、労働者の自由な意思にもとづく就労先を選択を尊重します。

（2）若年労働者

15歳未満の児童労働者の雇用をしません。また、18歳未満の労働者を雇用した場合、夜勤や時間外労働に従事させません。

（3）労働時間

法令を遵守し、適切な労働時間管理に努めます。

（4）賃金および福利厚生

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、時間外労働賃金率など法令等を遵守します。

（5）人道的待遇

暴力、セクシャルハラスメント、および精神的もしくは肉体的な抑圧やいじめなど、労働者に対する非人道的行為を行わず容認しません。

（6）差別／ハラスメントの排除

賃金、昇進、報酬および教育訓練の機会などにおいて、人種、民族または国籍、宗教、信条、性自認・性的指向、障害の有無などに基づく差別またはハラスメントのない職場作りを推進します。

（7）結社の自由および団結権

法令を遵守し、自由な意思による労働者の団結する権利を尊重します。

B.安全衛生

（1）職務上の安全

職場における潜在的な危険源を特定し、必要に応じて、対処します。

(2) 緊急時への備え

地震等自然災害に対する定期的な訓練等を実施し、その影響を最小限に抑えるよう努めます。

(3) 労働災害および疾病

労働災害や集団での疾病が発生した際には、報告・記録・必要な処置を行います。

(4) 産業衛生

化学的、生物学的、物理的薬剤の暴露が想定される業務が発生した場合は、リスクを特定し、必要に応じて、対応します。

(5) 身体に負荷のかかる作業

重量物の反復的な持ち上げや長時間の立ち作業など身体に負荷のかかる作業が発生した場合は、適切な休息を与えるなど身体への負荷軽減に努めます。

(6) 機械の安全対策

生産機械を取り扱う業務が発生した場合は、操作上のリスク等を特定し、必要な教育を実施します。

(7) 衛生設備

職場の衛生設備については、関連法令を遵守し、衛生かつ安全な環境の維持に努めています。

(8) 安全衛生に関するコミュニケーション

職場の安全衛生上のリスクについては、すべての労働者が理解できる言葉や図表などを活用し、周知するように努めています。

C.環境

(1) 環境許可と報告

事業に必要な許認可を取得・維持し、常に最新の状態に保ちます。

(2) 汚染防止と資源削減

原生林産物など天然資源の再利用、リサイクルなどを実践し、その使用を抑えるよう努めます。

(3) 有害物質

人体や環境に対して危険をもたらす廃棄物などは、法令を遵守し、適切に管理・廃棄します。

(4) 固形廃棄物

固形廃棄物（有害物以外）を適切に管理し、廃棄またはリサイクルを行います。

(5) 大気への排出

関連法令を遵守し、有害な物質の大気への排出を適切に管理します。

(6) 水の管理

水を使用する際、節水機会を検討するとともに、水槽やタンクの定期的な検査を実施します。

(7) エネルギー消費および温室効果ガスの排出

温室効果ガス削減目標を設定し、エネルギー消費および温室効果ガスの最小化を追求します。

D.倫理

(1) ビジネスインテグリティ

ビジネス上のやりとりにおいて、社会的儀礼以上の接待、贈物等を行うことも、受けることもしません。また、通常の商取引のルールを周知し、逸脱することのないよう努めます。

(2) 不適切な利益の排除

賄賂、その他の不当または不適切な利益を得るための一切の腐敗行為を行わず容認しません。

(3) 情報の開示

適用される法令や一般的な業界慣行に従い、労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、企業構造、財務状況、および業績に関する情報を適切に開示します。
また、記録の改ざんや虚偽の情報開示は行わず容認しません。

(4) 知的財産

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で実施します。
また、顧客やサプライヤーなどの第三者の知的財産を保護します。

(5) 公正なビジネス、広告、および競争

法令を遵守し、公正なビジネス、広告を行います。

(6) 身元の保護と報復の禁止

通報内容の守秘、および通報者の匿名性を確保するとともに、通報者に不利益がないように努めます。

(7) 個人情報

顧客、サプライヤー、消費者、および従業員など、取引を行うすべての人の個人情報について、法令を遵守し、適切に管理します。

E.管理システム

NSW グループは、本規範を遵守し、労働・安全衛生・環境・倫理の行動規範が遵守されるよう維持管理し、以下の要素を含む管理システムを導入又は構築します。また、取引先にも協力を要請していきます。

- (1) 企業のコミットメント
- (2) 経営者の説明責任と責任
- (3) 法的要件および顧客の要求事項
- (4) リスク評価とリスク管理
- (5) 改善目標
- (6) トレーニング
- (7) コミュニケーション
- (8) 労働者のフィードバック、参加、苦情
- (9) 監査および評価
- (10) 是正措置プロセス
- (11) 文書化と記録
- (12) サプライヤーの責任

2025年4月1日制定